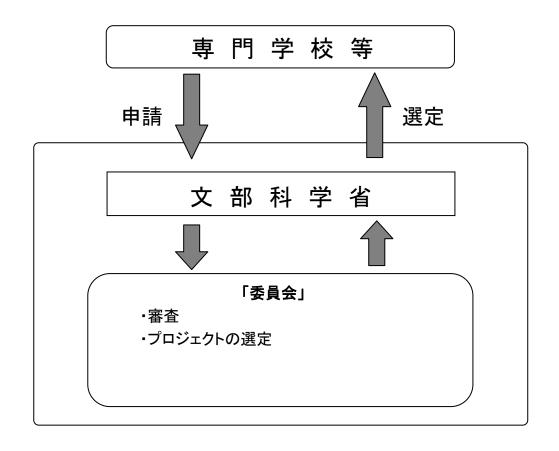
産学連携による実践型人材育成事業 一専門人材の基盤的教育推進プログラムー 審査要項

I 本事業の趣旨

本事業は、経済社会構造の変化等が急速に進む中にあって、今後成長が見込まれる分野等の人材ニーズに対応する観点から、専門学校・大学(大学院を含む)・短期大学・高等専門学校(以下「専門学校等」という。)が、産業界との連携により、これら分野の中堅技術者等として求められる知識・技能の育成を図るとともに、高度専門人材としての専門性の基礎を培う基盤的教育を進める取組の支援・推進を図ることを目的とする。

Ⅱ 審査の体制

本事業の実施に当たり、「専門人材の基盤的教育推進プログラム審査・評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置して審査を行い、プロジェクトを選定する。



Ⅲ 審査方針

本事業におけるプロジェクトの選定に当たっては、次の点に留意する。

【① 総論】

- ①-1 我が国経済の先導役となる成長産業分野における、産業界の人材ニーズを 踏まえた専門人材の養成や、経済社会構造の変化を受け人材需要の増加が見 込まれる分野における、社会ニーズを踏まえた専門人材の養成を推進する取 組となっているか。
- ①-2 中堅技術者等の養成を図りつつ、高度専門人材としての基礎を培う基盤的 教育の推進に資する内容となっているか。
- ①-3 専門学校等、業界団体・民間企業、その他関係機関による広域的な連携組織が十分なものとなっているか。

【② 実施計画について】

- ②-1 実施計画が具体的かつ明確に設定されており、これまでの実績等も踏まえ、 実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ②-2 実施委員会を核として、目標達成に必要な、産学間・学校間の連携体制が 整備されており、プロジェクトを効果的に実施できるマネジメント体制となっているか。
- ②-3 専門人材の養成を推進する取組として、何らかの形で産業界・社会からの インプットを反映するものとなっているか

【③ 有効性について】

- ③-1 プロジェクトの成果が成長分野等における人材ニーズへの対応について効果が期待されるものになっているか。
 - (* 教育プログラムを開発するものについては、当該プログラムのテーマ・ねらいに優れ、 当該ねらいの実現に向けた方法論として適切かつ効果的な教育内容・方法が具体的に記されているか。
 - * 教育の質向上に向けた枠組み作り・取組の実施については、
 - 十分有効に機能し得ると期待できる枠組みが提示されているか。
 - その取組が当該分野の教育の充実を図る上で大きな意義を持ち、効果的な取組実施に 向けた適切な方法論が具体的に明示されているか。
- ③-2 プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策とその効果が明確に記載されており、他の専門学校等への波及効果が期待できるものとなっているか。

【④ 評価体制について】

④-1 実施委員会において、プロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制 の整備又は計画がなされているか。

【⑤ 事業期間終了後の方針について】

- ⑤-1 事業終了後においても、自立的かつ発展的な運営が行われるための方針・ 計画が明確に示されているか。
- ⑤-2 評価結果を事業終了後における取組の改善にも結び付けるシステムの整備 又は計画がなされているか。

Ⅳ その他

1 資料の要求について

委員は、審査等における必要に応じて、専門学校等に対して資料の提出を求めることができるものとする。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の書類審査及び面接 審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員が所属している専門学校等からの申請
- 委員が所属している企業等と連携した取組の申請
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請

3 選定結果の公開

プロジェクトの選定結果については、文部科学省Webサイトへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。